移住支援金対象確認フローチャート

まずは、移住前に
確認してみましょう！

東京２３区内に直近１年以上住んでいる。

- はい → 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は通勤している。
- いいえ → 東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県（※）から東京２３区内に直近１年以上通勤している。
  ※一部、対象外地域あり。
  - はい → 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は通勤している。
  - いいえ → 対象外

住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は通勤している。
※在住と通勤の年数は合算可能

- はい → 東京２３区内の在住年数だけで、通算５年以上である。
- いいえ → 対象外

※令和２年１２月２２日以降に移住した方で、所定の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。

東京２３区内の在住年数だけで、通算５年以上である。

- はい → 移住先での働き方などの希望は？
- いいえ → 東京都（２３区外）・千葉県・神奈川県・埼玉県（※）から東京２３区内に通勤していた年数を含めると通算５年以上である。
  - はい → 移住先での働き方などの希望は？
  - いいえ → 対象外

移住先での働き方などの希望は？

①県マッチングサイトの掲載求人に就職
「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。

②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択
やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を１年以内に受けていること。

③移住元の仕事をテレワークで継続
企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職
内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

※　③④については、令和３年４月１日以降に移住された方のみ対象となります。

移住支援金対象

※　市町村で定めた要綱により独自の年齢制限や転入日の扱いが異なる場合があります。
必ず転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。